

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むが、
翌日翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関の指定(保険課)
国民健康保険医等として登録があったものとみなされるもの(〃)

鶏等の移入の禁止の解除(畜産課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

都市計画事業の事業計画の認可(〃)

◇ 公 告

消防設備士講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第五百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七十八	平成三年七月一日
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	"
林医院	米子市東町一五四	"
安部内科医科	米子市西福原一五五六一七	"
医療法人社団愛生会長田産科婦人科医院	米子市上後藤八丁目五十一	"
医療法人清和会 垣田病院	倉吉市上井三〇二一一	"
永田歯科医院	倉吉市新町一丁目二四六二	"
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	"
山田歯科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	"

野口産婦人科 クリニック	鳥取市西品治八三六一二	平成三年七月五日
森田医院	米子市上福原一六一四	〃
中尾耳鼻咽喉科 医院	米子市角盤町一丁目六三一六	平成三年七月十日
野坂医院分院	米子市蚊屋二八一二	平成三年七月十一日

鳥取県告示第五百六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大谷 眞二	鳥国医第四、三二〇号	平成三年六月二十四日
清水 美由貴	鳥国薬第七八〇号	平成三年六月十七日

岸 本 和 子	鳥国薬第七八一号	平成三年六月二十一日
荒 金 美 斗	鳥国薬第七八二号	平成三年六月二十七日

鳥取県告示第五百六十二号

平成三年四月鳥取県告示第三百九十八号（鶏等の移入の禁止について）は、廃止する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十九号）第十条第一項の規定に基づき、円護寺団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 土地区画整理事業の名称
円護寺団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十二年九月三十日まで

第二工区 昭和五十八年三月八日から昭和六十三年九月三十日まで

変更前

第三工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

変更後

第三工区 昭和五十八年三月八日から平成四年三月三十一日まで

第四工区 昭和五十八年三月八日から平成六年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

鳥取市円護寺字朽田、字妙見谷口、字北谷口、字北谷、字北谷小谷

字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見向平、字中尾及び

字北谷山の各一部並びに同市覚寺字八反田及び字庵ヶ崎の各一部

第二工区

鳥取市円護寺字下屋敷田及び字朽田の各一部並びに同市覚寺字砂田、

字目当、字庵ヶ崎及び字七反田の各一部

変更前

第三工区

鳥取市円護寺字妙見堤ノ下、字妙見西側、字上ノ平ル妙見平、字

上ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、字妙見北側、字

妙見谷川西、字妙見谷川東、字古寺、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル、

字稲干場、字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字妙見向平、字中尾及び字庵

ノ城の各一部

変更後

第三工区

鳥取市円護寺字妙見北側、字妙見堤ノ下、字妙見西側、字古寺、

字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字姥ヶ谷及び字妙見向平の各一

部

第四工区

鳥取市円護寺字上ノ平ル西側及び字古屋敷の各全部並びに字居邸、

字妙見北側、字妙見谷川西、字妙見谷川東、字妙見堤ノ下、字妙見

西側、字妙見堤ノ上、字上ノ平ル妙見平、字上ノ平ル、字稲干場、

字稲荷ノ下モ、字姥ヶ谷、字中尾及び字庵ノ城の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成三年七月二十五日

鳥取県告示第五百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年一月十一日 鳥取県指令受都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字三右エ門道西北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉一丁目五六一

日本海リース株式会社

代表取締役 崎山光哉

鳥取県告示第五百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年三月十二日 鳥取県指令受都計三一二第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市伏野字砂浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市千代水一丁目六二

株式会社くみあい燃料センター

代表取締役 横山英雄

鳥取県告示第五百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

若桜町

二 都市計画事業の種類及び名称

若桜都市計画公園事業三・三・一号 中之島公園

三 事業施行期間

平成三年七月二十六日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 八頭郡若桜町大字若桜字屋堂羅河原及び字中島地内
- 2 使用の部分 八頭郡若桜町大字若桜字屋堂羅河原及び字中島地内

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成3年7月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
平成3年 10月21日 (月)	9時30分から 12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月22日 (火)	9時30分から 12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月24日 (木)	9時30分から 12時30分まで	第二四種 第五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
10月25日 (金)	9時30分から 12時30分まで	第二種 第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から 17時まで		第四種

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続

(1) 受付期間

平成3年8月5日(月)から同年9月7日(土)まで(郵送の場合は、平成3年9月7日(土)までの消印があるものに限り受け付ける。)

- (2) 提出先
郵便番号 680
鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会
- (3) 提出書類
ア 受講申請書
社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県総務部消防防災課及び各消防本部に備付けのものとすること。
なお、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
- イ 写真
提出前 6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。
- (4) 受講手数料及びその納付方法
ア 受講手数料
1 の講習の区分につき 5,000円
イ 納付方法
アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 5 その他
(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
(2) 不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）又は鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7063）に問い合わせること。